

# 注文書

買主	名前	SGモーターズ株式会社		発行日	2020.08.31
	住所			販売区分	中古車
				担当者	
	電話番号	--		販売仕様	現状渡し

ご検討の車種					
形状	パッカー・清掃車/清掃車			車名	ニッサン
車台番号	TEST11TEST			年式	2020/R02-01
型式	KL-TESTTEST	走行距離	999 km	車検日	
登録番号	福岡800わ123	ミッション		排気量	cc

下取車種	
下取車名	下取車名
型式	LL-LLLLLL
年式	2020/R02-01
車検日	2020-08-31
走行距離	1,234,567km

車両販売価格	車両本体価格	1,000,000
	値引き	
	車両本体消費税(10%)	100,000
	付属品/特別仕様(税込)	8,000
	合計【A】	1,108,000

お支払総額 A+B+C+D- (E+F)

¥822,000

※上記の注文金額にはリサイクル預託金を含んでおりません。  
ご請求金額は請求書をご確認下さいませようお願い致します。

下取車価格 (E)	300,000
現金 (申込金を含む) (F)	

諸費用明細				
税金・保険料	自動車税 ( ) 月~		3月	
	自動車重量税			
	環境性能割			
	自賠責保険料 ( ) 月~		7月	
	合計【B】			
販売諸費用	課税対象	手数料代行費用	検査・登録手続	1,000
			車庫証明手続	1,000
			下取車諸手続	1,000
	名義変更の時	自動車税	2,000	
		自賠責保険料	2,000	
	納車費用		2,000	
	下取車査定料		2,000	
	小計		11,000	
	消費税(10%)		1,100	
	合計【C】		12,100	
非課税	てすと		3,000	
	合計【D】		3,000	

付属品・特別仕様明細	
品名1	4,000
品名2	4,000
小計	8,000
消費税(10%)	800
合計	8,800
備考	
びこう	

株式会社 ウシジマ

〒834-0066 福岡県八女市室岡377-10

TEL. 0943-24-1126 FAX. 0943-24-4812

チェックシートを確認しました。

特約条項 この特約条項は、売主（販売者）（以下「甲」という。）及び買主（注文者）（以下「乙」という。）間の自動車売買契約であって、代金を、2ヵ月以上にわたり3回以上に分割して支払う場合（以下「割賦販売」という。）にも、割賦販売でない場合にも、共通に適用されます。以下、表記記載及び本特約条項に基づく甲乙間の売買契約を「本契約」第1条（申込金）  
乙は、甲に対し、注文と同時に所定の申込金を支払うものとします。申込金は契約成立後、代金の一部に充当され、契約が成立しなかつ

第2条に従い返還されます。但し、申込金は手付ではないものとします。第2条（注文の拒絶）

甲が注文に応じられない場合、甲は乙に速やかに通知し、乙はこれに対し一切異義を述べないものとします。この場合、注文書原本及び第3条（注文の撤回）

乙が注文を撤回したことにより、甲に損害が生じた場合、乙はこれを賠償し、または、甲は申込金と対等額で相殺することができるもの第4条（契約の成立時期） 1. 本契約の成立日は、下記のいずれか早い日とします。（1）自動車の登録がなされた日。

（2）ワンストップサービス・システムによる代行申請の場合、甲が登録情報処理機関に最終譲受人を通知した日。

（3）ワンストップサービス・システムによる本人申請の場合、甲が乙に車台番号を通知した日。（4）

注文により甲が改造、架装、修理に着手した日。（5）甲が乙に自動車を引き渡した日。 2.

前項に拘わらず、割賦購入あっせん契約（割賦購入あっせん業者と購入者の契約をいう。）の場合には、その契約の定めるところによる第5条（代金等の支払い） 1.

乙は、付帯費用を自動車の登録日までに、自動車代金等（現金価格合計・割賦手数料及び消費税合計）のうち頭金を契約成立日までに、但し、甲の承諾あるときは、乙は自動車代金等の支払いについて、後払いまたは割賦払いの方法により若しくは手形・小切手により支払とおりとします。 2.

乙は、自動車と引き換えに、賦払金の支払いのための手形または銀行口座引落手続の書類等を甲に交付します。 3.

下取自動車がある場合、下取自動車は、甲が査定する金額（以下「下取価格」という。）をもって自動車代金の支払の一部に充当するたいて、第三者のための質権、賃借権その他の担保権若しくは利用権がなく、かつ、下取自動車につき差押えまたは公租公課の滞納等の一

等があるときは、すべて乙の責任において処理し、甲に一切の負担をかけないものとします。下取自動車について甲が査定した後甲に引き渡すまでの間に場合は、甲が再査定した価格をもって、下取価格とします。 4.

乙は下取自動車及び下取自動車の権利移転に必要な書類を、購入した自動車の引渡日までに甲に引渡します。下取自動車の引渡しに必要第6条（瑕疵担保責任・保証） 1.

自動車の中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から瑕疵担保責任を負わないものとします。 2.

前項に拘わらず、乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何ら

かの瑕疵がある場合は、引渡しを終了する前に甲に告知するものとし、引渡しを終了し

た後は異議を述べることができないものとします。 3.

前二項に拘わらず、甲が保証書を発行した場合は、甲はこれに従って保証するものとします。第7条（所有権移転の時期）

1.

甲は、乙が本契約上の全ての債務を完済するまで、自動車の所有権を留保することができ、自動車の所有権は、乙が本契約上の債務を完2.

乙が自動車代金等を完済する前に、甲の書面による承諾を得て、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属で、直ちに、甲に対する所有権移転登録をするものとします。 3.

乙が自己以外の者を使用名義人と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をしても乙は異議ないものとします。

第8条（自動車の引渡時期）

甲は、本契約成立後、表記記載の納品予定日までに、乙の自動車代金等の支払いと引き換えに自動車を乙に引き渡します。

第9条（自動車の使用保管）

乙が本契約上の債務を完済するまでは、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用し、甲の事前の書面による承諾がなければ下記の（1）自動車に付加されている物品の除去その他原状の変更。（2）

自動車に関し第三者のために質権その他担保権若しくは利用権を設定し、または、第三者に譲渡すること。（3）

自動車の保管場所の変更。（4）前三号の他、自動車についての甲の権利に影響を及ぼす行為。第10

条（自動車の現状確認）

甲は、必要があると認められた場合は、いつでも自動車の現状を確認することができ、乙は、この確認に協力するものとします。

第11条（自動車修理費用等の費用負担）

自動車の修理費、公租公課、その他一切の費用は乙の負担とし、甲が立替えたときは、乙は甲に対し直ちにこれを支払わなければなりません第12条（継続検査に要する自動車税納税証明）

乙が、自動車の所有権取得前に継続検査を申請するため、自動車税の納税証明書の交付を申請する場合、乙は、あらかじめ文書による甲第13条（損害保険契約締結）

乙は、債務を完済するまで、自動車について、甲が承諾する損害保険に加入するものとします。保険事故が発生した場合、甲は保険会社の債務の弁済に充当することができるものとします。第14条（暴力団等反社会的勢力との取引拒否）

甲は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはこれらの密接交際者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要いう。）との取引を拒否するものとします。第15条（期限の利益喪失） 1.

乙において、下記各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は自動車代金等の期限の利益を失い、甲に対して残存債務並びに遅延損害さなければならぬものとします。（1）

乙が本契約に定める支払を怠り、相当の期間を定めた書面による甲の催促に拘わらずその支払いをしないとき。

但し、自動車の購入が乙にとって商行為である場合は、本契約に定める支払を1回でも怠ったとき。

（2）支払停止となり、公租公課の滞納による差押えを受け、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき。

（3）破産、民事再生、会社更生、または特別清算手続開始の申立てがあり、または解散するとき。（4）

監督官庁よりその営業許可の取消しを受け、または営業を停止し、若しくは廃止したとき。（5）

失踪宣告若しくは刑事上の訴追（但し、信用に関しないものは除く。）

を受け、または後見、保佐若しくは補助開始の審判を受けたとき。（6）

自動車につき、著しい破損、滅失、盗難、紛失等の事故が生じ、または、第三者が甲に優先する権利を取得したとき。

（但し、甲が認める代担保を提供した場合は除く。）（7）

本契約以外の甲に対する金銭債務を甲の催促期限内に支払わないとき。（8）保証人につき本項第2号乃至第5

号のいずれかの事由が生じ、かつ、甲が認める代担保を乙が提供しないとき。（9）

暴力団等反社会的勢力であると判明したとき。（10）その他本契約の条項に違反したとき。 2.

甲は、前項により乙から引渡しを受けた自動車を第20

条による評価額をもって乙の甲に対する残債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、自動車の回収及びこれを処分すの間の保管に要した費用は乙の負担とします。第16条（遅延損害金）

乙が債務の支払いを怠ったときは、甲に対し、支払期日の翌日から完済日まで、

